

1 【16-6-1 成年後見人解任事件 報告懈怠等を理由に認容した事例】

2 平成27年(家)第△×号 成年後見人解任事件（職権）

3 審 判

4 住 所 A県B市D町×丁目×番×号 ○○ハイツ

5 成年後見人 甲 野 太 郎

6 本 籍 A県B市D町×丁目××番地

7 住 所 A県B市D町×丁目×番×号 ○○ハイツ

8 成年被後見人 甲 野 花 子

9 昭和19年2月×日生

10 主 文

11 1 成年被後見人の成年後見人甲野太郎を解任する。

12 2 手続費用は成年被後見人の負担とする。

13 理 由

14 一件記録によると、成年後見人甲野太郎は、提出期限である平成27年1月
15 ×日までに後見事務の報告をせず、裁判所書記官が督促してもこれに応じず、
16 後見人調査を受命した家庭裁判所調査官から連絡書の送付を受けても裁判所に
17 出頭せず、さらに当裁判所の審問期日にも出頭せず、現在に至るも後見事務の
18 報告をしていないことが認められる。

19 そうすると、後見人甲野太郎に後見の任務に適しない事由（民法846条）
20 が存在することは明らかである。

21 よって、主文のとおり審判する。

22 平成27年9月×日

23 B家庭裁判所

24 裁判官 ○ ○ ○ ○

1 【16-6-2 成年後見人解任事件 横領等を理由に認容した事例】

2 平成27年(家)第△×号 成年後見人解任事件(職権)

3 審 判

4 住 所 A県B市E町×丁目××番×-××号

5 成 年 後 見 人 甲 野 太 郎

6 本 籍 A県B市D町×丁目××番地×

7 住 所 A県B市D町×丁目×番×号 ○○アパート

8 成 年 被 後 見 人 甲 野 花 子

9 昭和10年4月×日生

10 主 文

11 1 成年被後見人の成年後見人甲野太郎を解任する。

12 2 手続費用は、成年被後見人の負担とする。

13 理 由 の 要 旨

14 1 一件記録によると、成年後見人甲野太郎は、生活苦から成年被後見人（以下
15 「本人」という。）の預貯金を生活費に流用するようになり、本人の預貯金から
16 出金した金員のうち28万2174円を、自身の生活費（平成26年4月分ない
17 し同年6月分）として費消した上で、これを自身に対する貸付金として処理した
18 こと、平成27年10月26日にも、本人の定期預金を解約し、うち51万86
19 74円を自身の生活費として費消したこと、以上合計80万0848円につき本
20 人に返還する意思を示していないことが、それぞれ認められる。

21 2 このような行為は「不正な行為」に該当し、成年後見人甲野太郎に「後見の任
22 務に適しない事由」（民法846条）があるものと認められる。

23 よって、成年後見人甲野太郎を解任することとして、主文のとおり審判する。

24 平成28年2月×日

25 B家庭裁判所E支部

裁判官 ○ ○ ○ ○

1

【16-6-3 成年後見人解任事件 却下した事例】

2 平成26年(家)第××号 成年後見人解任申立事件

審判

住 所 A県B市D町×丁目×番×号

申 立 人 甲 山 丁 子

事務所 A県C市D×丁目△番×号× ○○ビル××号室

成年後見人 丙 川 次 郎

本籍 A県B市D町×丁目××番地

住 所 A県B市D町×丁目×番×号

10 成年被後見人 乙 山 五 郎

主文

1 本件申立てを却下する

2. 手續費用は専立人の負担とする

理由

16 第1 申立て及びその理由

17 1 申立て

18 成年被後見人の成年後見人丙川次郎を解任する。

19 2 理由

20 成年後見人丙川次郎（以下「本件後見人」という。）には、次のとおり任務
21 に適しない事由がある。

(1) 申立人に対して面接も状況報告もしない。

(2) 成年被後見人乙山五郎（以下「本件被後見人」という。）の妻花枝の収入を考慮せずに、本件被後見人の生活費を、妻花枝から要求されるままに渡しており、このままでは、本件被後見人の財産が底をつく。

1 第2 当裁判所の判断

2 1 一件記録によれば次の事実が認められる。

3 (1) 申立人は、本件被後見人の妹である。

4 (2) 当裁判所は、平成23年12月×日、本件被後見人につき、後見開始の審
5 判をするとともに、成年後見人として本件後見人を選任する審判をした。

6 (3) 本件後見人は、平成26年10月×日ころ、本件被後見人及びその妻花枝
7 の同席で、申立人に対し、本件被後見人の資産からして赤字ではあるが、す
8 ぐには生活に困窮する状態ないことなど、財産状況を説明した。

9 なお、本件後見人は、本件被後見人の同席を条件に、さらに説明すること
10 が可能であると述べた。

11 (4) 本件後見人は、後見開始の審判以前から、本件被後見人夫婦の生活費が本
12 件被後見人の資産から支出されていたことから、その例にならい、本件被後
13 見人の妻に、毎月12万円に加えて必要な生活費を支出している。

14 (5) 本件被後見人の財産は、平成26年10月末時点で、約464万円存在
15 し、このまま生活費を支出しても、すぐに底をつく状態にはない。もっと
16 も、本件後見人は、生活費を引き下げようと考えているが、本件被後見人夫
17 婦の了解は得られていない。

18 2 判断

19 (1) 上記第1の2(1)（申立人に対する説明の点）について

20 そもそも成年後見人は、親族に対し、成年被後見人の状況について説明
21 する義務はないから、本件後見人に後見の任務に適しない事由があるとは
22 いえない。

23 もっとも、上記1(3)のとおり、本件後見人は、申立人に対して説明をし
24 ているから、主張の事実は認められない。

25 (2) 上記第1の2(2)（生活費の点）について

26 上記1(4)のとおり、本件後見人は、従前の例にならって生活費を支払っ

1 ているところ、本件被後見人の意思に反するものではなく、むしろ、沿う
2 ものと推測される上、生活が困窮する状態にはないことから、生活費の支
3 出が後見の任務に適しない事由に該当するとはいえない。

4 3 その他、解任すべき理由は見当たらないので、主文のとおり審判する。

5 平成27年2月×日

6 B家庭裁判所

7 裁判官 ○ ○ ○ ○

8